

# おくやみガイド

～死亡届を出された皆様へ～

このたびのご親族様のご逝去、謹んでお悔やみ申し上げます。お手続きにつきまして別紙にご案内しております。必要書類をご準備いただきお手続きください。



下呂市

# ◇お持ち頂く物の見本◇

## 【後期高齢者医療被保険者証】

被保険者番号 ○○○○○○○○

氏名 広域 太郎

一部負担金の割合 ○ 割

有効期限

---

後期高齢者医療被保険者証 有効期限  
被保険者番号 ○○○○○○○○  
住所 岐阜市柳津町宮東1丁目1番地

氏名 広域 太郎 性別 ○  
生年月日 昭和○○年○○月○○日  
資格取得年月日 平成○○年○○月○○日  
発効期日 令和○○年○○月○○日  
交付年月日 令和○○年○○月○○日  
一部負担金の割合 ○ 割

保険者番号 ○○○○○○○○  
保険者名 岐阜県後期高齢者医療広域連合

## 【介護保険被保険者証】

介護保険被保険者証

被保険者

番号

住所

フリガナ

氏名

生年月日

交付年月日

性別 男・女

保険者番号 2 1 2 2 0 9

並びに保険者の名称及び印 下呂市 印

## 【印鑑登録証】

印鑑登録証

登録番号 99999999

下呂市長 印

## 【国民健康保険被保険者証】

【69歳以下の方】

岐阜県国民健康保険 有効期限 令和 4年 7月31日  
被保険者証

記号番号 99999999 枝番 01

氏名 岐阜 太郎  
生年月日 令和 3年 8月 1日 性別 男  
適用開始年月日 令和 3年 8月 1日  
交付年月日 令和 3年 8月 1日  
世帯主氏名 岐阜 太郎

住所 岐阜県行政市行政町1丁目100  
番地 行政マンション1号室

保険者番号 219999 交付者名 行政市

之印 行政市 岐阜 市 長

【70～74歳の方】

岐阜県国民健康保険 有効期限 令和 4年 7月31日  
被保険者証 発効期日 令和 3年 8月 1日  
兼高齢受給者証

記号番号 99999999 枝番 01

氏名 岐阜 太郎  
生年月日 令和 3年 8月 1日 性別 男  
適用開始年月日 令和 3年 8月 1日 負担割合 2割  
交付年月日 令和 3年 8月 1日  
世帯主氏名 岐阜 太郎

住所 岐阜県行政市行政町1丁目100  
番地 行政マンション1号室

保険者番号 219999 交付者名 行政市

之印 行政市 岐阜 市 長

国民年金・厚生年金保険年金証書

年金の概要 基礎年金番号 年金コード

基礎年金の概要

厚生年金保険の概要

国民年金の概要

年金の計算の基礎となった保険料納付状況等の概要

国民年金の保険料納付済期間等の第1号期間における支払期間の(内)の月数は12年或は1月4日以後の月数です。

障害基礎・障害厚生年金の認定状況

ききに申請等のあった年金証書について添付します。

年 月 日

印

【年金証書】

## 【福祉医療費受給者証】

福祉医療費受給者証 ○○

受給資格者番号

居住地

氏名

有効期間

発行機関名及び印 岐阜県下呂市 下呂市 印  
TEL (0576) 24-222

交付年月日

【年金手帳等】

基礎年金番号通知書

基礎年金番号

氏名

生年月日 昭和 38 年 月 日

性別 男

交付年月日 平成 9年 1月 1日

社会保険庁 印

年金手帳

社会保険庁

## ご遺族様へ

ご家族のご逝去を悼み、謹んでお悔やみ申し上げます。

死亡届出後のお手続きにつきましては下記のものをご持参のうえ、後日来庁ください。

お急ぎの場合を除き、戸籍の記載完了後（葬儀よりおおむね一週間後）に来庁されることをお勧めします。

手続きは、内容により一時間程を要します。時間に余裕をもってお越しください。

亡くなられた方が下呂市に住民登録されていない場合は住所地の市区町村へご確認ください。

### ■手続き一覧（該当する手続きをお調べしてお待ちしております）

該当する方	確認		
75歳以上または国民健康保険の方	① 葬祭費請求	国民健康保険 後期高齢者医療保険	※故人が社会保険・共済等加入者の場合はお勤め先等にお問い合わせください
75歳以上の方	② 後期高齢者医療高額療養費の手続き		
65歳以上の方	③ 後期高齢者医療保険料・介護保険料の還付請求		
福祉受給者証／障害者手帳をお持ちの方	④ 福祉医療費受給資格喪失届		
	⑤ 障害者手帳返還届		
年金受給／加入の方	⑥ 年金の手続き ※裏面をご覧ください。		
市税を納めている方 軽自動車を所有の方	⑦ 市税関係	住民税・固定資産税等の相続人代表者届	
		振替口座の変更	
		軽自動車の名義変更手続	
水道の名義人の方	⑧ 水道の手続き（使用者変更届・振替口座変更）		
貸与物件がある方	⑨ 市貸与物件の返還（同報無線・緊急通報装置・市営住宅の手続き）		
犬を飼っている方	⑩ 犬の飼い主の変更届		
下呂ネット契約者の方	⑪ 下呂ネットサービスの契約者変更 TEL：0576-25-5553		
	⑫		

### ■持ち物 ※無い場合は下記問い合わせ先へご連絡ください

該当する方	確認			
すべての方	<input type="checkbox"/>	火葬場使用料 22,000円	お支払いがまだの場合	
	<input type="checkbox"/>	死亡届の届出人の印鑑・来庁される方の印鑑		
	<input type="checkbox"/>	来庁される方の本人確認（運転免許証等）	顔写真のないものは保険証と年金手帳等2点	
	<input type="checkbox"/>	埋火葬許可証兼火葬場・斎場使用許可証	火葬場から渡された書類	
返還・廃止・変更等	国保の方	<input type="checkbox"/>	国民健康保険被保険者証	世帯主様死亡の場合ご家族全員分
	75歳以上の方	<input type="checkbox"/>	後期高齢者医療被保険者証	
	65歳以上の方	<input type="checkbox"/>	介護保険被保険者証	65歳以上の方は市から送付されています
	お持ちの方	<input type="checkbox"/>	福祉医療費受給者証	所有や資格が不明の場合ご連絡ください
<input type="checkbox"/>		障害者手帳		
葬祭費	75歳以上または国保の方	<input type="checkbox"/>	会葬礼状または葬儀の領収書など	会葬礼状とは葬儀参列者へお渡しするお礼状のことで、喪主の確認のため必要です
		<input type="checkbox"/>	預金通帳（喪主様名義のもの）	
	年金手続き	年金受給者または加入者の方	<input type="checkbox"/>	年金証書（故人・故人の配偶者）・年金手帳
<input type="checkbox"/>			預金通帳（請求者様名義のもの）	
<input type="checkbox"/>			請求者の個人番号のわかるもの	
<input type="checkbox"/>			戸籍・住民票発行手数料（2,000円程）	
<input type="checkbox"/>			死亡診断書の写し	
		<input type="checkbox"/>		

ご不明な点がございましたら、市民サービス課又は振興事務所市民係へお問い合わせください

下呂市役所 市民サービス課 ☎0576-24-2222

萩原振興事務所（星雲会館内）52-2000 小坂振興事務所 62-3111 馬瀬振興事務所 47-2111 金山振興事務所 32-2201

## 年金を請求できるご遺族について

亡くなった方と生計を同じくしていた方に☑してください

- 1  配偶者
- 2  子
- 3  父母
- 4  孫
- 5  祖父母
- 6  兄弟姉妹
- 7  その他3親等内の親族

一番上に☑が入る方が「請求者」です  
請求者となる方が窓口に来られない場合は、  
委任状をご持参ください

同居のご家族が優先されます  
別居の場合は生活の援助があった場合に限られます

※必ず委任者（頼む方）が作成してください

<h1>委 任 状</h1>	
記入日	令和 年 月 日
下呂市長様	
住所	
代理人 (来庁者) 氏名	
生年月日	大・昭・平・令 年 月 日
私は、上記の者を代理人と定め、年金の手続きに関することを委任します (必要となる戸籍・住民票・税金の証明取得を含む)	
住所	
委任者 (年金請求者) 氏名	
生年月日	大・昭・平・令 年 月 日
電話番号	- -
<b>【代筆する場合 ※代筆者は代理人と別の方】</b>	
委任者は _____ により本状を書くことができないため、私が本人に了承を得て代筆しました	
住所	_____
氏名	_____

## ◇該当がある場合に必要なお手続き

お一人おひとりで必要なお手続きは異なります。以下に主要なお手続きをご紹介しますが、これら以外にもご自身でご確認いただき該当がございましたらお手続きください。

	対象	お問い合わせ先等
<input type="checkbox"/>	農業者年金受給者	下呂市役所 農務課 TEL：0576-53-2010
<input type="checkbox"/>	特別障害者手当受給者	下呂市役所 社会福祉課 TEL：0576-52-3936
<input type="checkbox"/>	恩給受給者	総務省恩給相談窓口 TEL：03-5273-1400
<input type="checkbox"/>	戦傷病者手帳所持者	岐阜県地域福祉課社会援護係 TEL：058-272-1111（代表）
<input type="checkbox"/>	特別弔慰金受給者	弔慰金を受け取っていた郵便局
<input type="checkbox"/>	戦傷病者戦没者遺族等援護法に基づく障害年金・遺族年金等の受給者	厚生労働省 社会・援護局 援護・業務課 TEL：03-5253-1111 内線 3443・3444・3429
<input type="checkbox"/>	特定医療（指定難病）受給者	飛騨保健所 TEL：0577-33-1111
<input type="checkbox"/>	在留カードをお持ちの方	名古屋出入国在留管理局 岐阜出張所 TEL：058-214-6168
<input type="checkbox"/>	特別永住者証明書をお持ちの方	名古屋出入国在留管理局 岐阜出張所 TEL：058-214-6168
<input type="checkbox"/>	自動車運転免許証をお持ちの方	下呂警察署 TEL：0576-52-0110
<input type="checkbox"/>	普通自動車の変更手続き	国土交通省中部運輸局 岐阜運輸支局 TEL：050-5540-2053
<input type="checkbox"/>	準確定申告の手続き （死亡から4か月以内）	高山税務署 TEL：0577-32-1020
<input type="checkbox"/>	土地・家屋の相続手続き	<b>【不動産がある地域】</b> 小坂・萩原・下呂、馬瀬地域の場合 岐阜地方法務局高山支局 TEL：0577-32-0915 金山地域の場合 岐阜地方法務局美濃加茂支局 TEL：0574-25-2400 ----- <input type="checkbox"/> 森林の土地を相続した場合 下呂市役所 林務課 TEL：0576-53-2010 ----- <input type="checkbox"/> 農地を相続した場合 下呂市役所 農務課 TEL：0576-53-2010

◇相続書類の作成手伝い等お問い合わせ先 ※業務依頼等に係る費用は自己負担となります。

岐阜県弁護士会 TEL：058-265-0020 岐阜県司法書士会 TEL：058-246-1568

岐阜県行政書士会 TEL：058-263-6580

## ◇その他

※電気、ガス、電話等個人で契約されていたものにつきましては、各契約会社

へお問い合わせのうえお手続きください。

### 1 法定相続情報証明制度についてのご案内

相続手続きでは、被相続人の何通にもわたる戸籍、除籍謄本等を、相続手続きを取り扱う各種窓口ごとに何度も提出する必要がありましたが、この制度は登記官が認証した法定相続情報一覧図の写しを無料で何通でも取得でき、複数の相続手続きの窓口と同時に提出することが可能となり、相続手続きをスムーズに進めることができる便利な制度です。本制度の申出は最寄りの法務局に御相談ください。

岐阜地方法務局のホームページにも本制度について掲載していますので、御覧ください。



### 2 自筆証書遺言書保管制度についてのご案内

自筆証書遺言書を法務局で保管する制度です。遺言書保管申請者が亡くなられた後、相続人等は、「遺言書情報証明書」の交付を請求し、遺言書の内容を確認することができます。また、遺言書が法務局に保管されているか否かの確認ができる「遺言書保管事実証明書」の交付も請求することができます。本制度の詳細については、最寄りの法務局に御確認ください。

岐阜地方法務局のホームページにも本制度について掲載していますので、御覧ください。

◇岐阜地方法務局高山支局

TEL：0577-32-0915

◇岐阜地方法務局美濃加茂支局

TEL：0574-25-2400

